

2024
May

5

おかやま



トラック輸送情報

TOPICS

- 通常総会のご案内
- 令和6年度の助成金制度について
- 第44回岡山県トラックドライバー・コンテストを開催します
- 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について
- 標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

行政
だより

協会
だより

閲
覧
室

資
料

申
込
書
関
係



Contents

[今月のトピックス]

01/ **通常総会のご案内**

02/ **令和6年度の助成金制度について**

04/ **第44回岡山県トラックドライバー・コンテストを開催します**

08/ **県庁通り及び水の手筋のパーキング・チケット廃止後の交通規制について**

09/ **「おかやま森づくり県民基金」へ寄附金を贈呈**

10/ **行政だより**

- **一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について**
- **標準貨物自動車運送約款等の一部改正について**
- 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会【第10回】開催

31/ **協会だより**

- 第120回省エネ運転講習会ご案内
- Gマーク認定事業所に対する「中国運輸局・岡山運輸支局安全性優良事業所表彰」申請について
- 青年協議会 会員募集中!
- 無料採用ホームページ制作のご案内
- 人事異動(お知らせ)

38/ **閲覧室**

- 自動車事故対策機構岡山支所だより
 - ヤマト・スタッフ・サプライ運転適性診断
 - お知らせ
- 会員名簿変更のお知らせ / 軽油価格動向推移表

52/ **申込書関係**

- 第44回岡山県トラックドライバー・コンテスト出場選手参加申込書

同封資料

- 米子自動車道 米子IC～蒜山IC(上下線)夜間通行止
- 瀬戸中央自動車道 坂出北IC～坂出IC 昼夜連続車線規制
- 中国自動車道神郷PA下り線昼間閉鎖

通常総会のご案内

日時 令和6年6月14日(金) 14:00~

場所 ホテルグランヴィア岡山 (岡山市北区駅元町1-5)

第84回 一般社団法人岡山県トラック協会 通常総会

- 第1号議案** 令和5年度事業報告及び決算の承認について
(報告事項) 令和5年度公益目的支出計画実施報告書について
令和6年度事業計画及び予算について
- 第2号議案** 基金の一部処分の承認について
- 第3号議案** 役員選任について

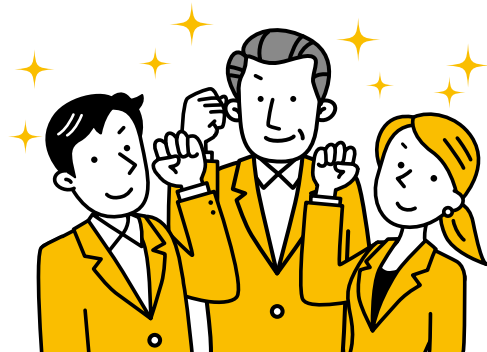
岡山県トラック協会の総会に引き続き、以下の総会を開催いたします。

- 第26回 物流問題政策研究会 通常総会
- 第49回 岡山県トラック政治連盟 通常総会
- 第59回 陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部 通常総会

※通常総会の服装は「クールビズ」といたします。

5月上旬に「通常総会出欠ハガキ」を送付いたしますので、出欠にかかわらず、必ずご返信ください。

欠席の場合は委任状に押印のうえ、ご返信ください。



令和6年度の助成金制度について



今年度、岡山県トラック協会で実施する助成制度について、昨年度より以下の点が改正されました。

詳細な情報については、おかやまトラック輸送情報6月号に同封予定の「助成制度のご案内」、または協会のHPをご覧ください。

01. 助成制度の新設

●女性等多様な人材確保に向けた職場設備改善助成金

助成内容	助成対象	助成額
<p>下記の事業を実施したものの。</p> <p>(1) 女性従業員等のトイレ・更衣室の新設又は増改築工事費</p> <p>(2) 高齢者及び障害者等のバリアフリー対応のトイレ・手すり・スロープの新設又は増改築工事費</p>	<p>当該年度の4月1日から2月末日までに実施及び支払いが完了したもの。</p> <p>なお、リースやレンタルによる導入、許認可外の営業所・休憩施設・車庫に設置した施設は対象外とする。</p>	<p>経費の1/2、上限30万円とし、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。</p> <p>申請については、1事業者あたり1回を限度とする。</p> <p>なお、働きやすい職場認証制度に基づく登録証書の交付（新規認証または継続認証）を受けた事業者は上限40万円とする。</p>

02. 助成対象・金額の変更

●安全装置等導入促進助成金 追加

側方衝突監視警報装置を助成対象装置に追加するとともに、後方・側方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹き込み式アルコールインターロックについては、新車導入時のオプションを含む後付け装置のみを対象とする。

また、大型車用トルクレンチについて、上限台数を1会員あたり1台とする。
側方衝突監視警報装置の助成額：1台あたり取得価格の1/2上限10万円とする。

●自動点呼（ロボット点呼）機器及び遠隔点呼機器等導入促進助成金 **変更**

助成金の金額を改め、導入費用が助成金の金額の上限（15万円）に達していない場合は、その費用額を交付する。

●低公害車導入促進助成金 **変更** **追加**

燃料電池自動車を助成対象とし、下記のとおり金額を変更・追加する。

① ハイブリッド自動車の交付額の変更

車両総重量12トン超：全ト協60万円、岡ト協30万円 計90万円

② 燃料電池自動車の交付額の追加

最大積載量4トン未満：全ト協30万円、岡ト協15万円 計45万円

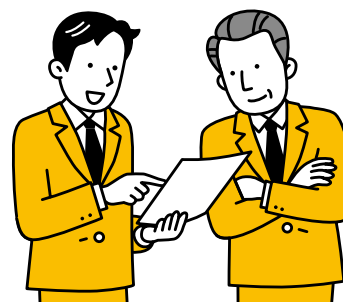
●最新規制適合車導入促進助成金 **変更**

交付額について下記のとおり変更する。

最大積載量2トン以上4トン未満 …… 4万円

4トン以上8トン未満 …… 9万円

8トン以上 …… 14万円



●グリーン経営認証制度促進助成金 **変更**

助成金額について、取得の場合は1/2上限8万円、更新の場合は1/2上限4万円に変更する。

●大型・中型・けん引免許取得助成金 **変更**

自動車運転練習場を利用して免許を取得した場合について、Gマーク取得事業者への助成金額を利用料の2/3とする。

●人材確保活動助成金 **変更**

助成対象者について、中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）である事業者に限る旨を削除する。



第44回

岡山県トラックドライバー・ コンテストを開催します

01. 目的

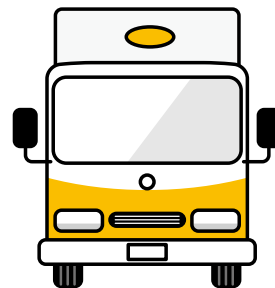
プロ・トラックドライバーの安全意識の向上と、法令の遵守及び運転技能並びに整備点検技術の向上を図り、以って交通事故の防止に寄与することを目的とする。

02. 主催

一般社団法人 岡山県トラック協会

03. 後援

中国運輸局岡山運輸支局
岡山労働局
岡山県警察



04. 協賛会社

いすゞ自動車中国・四国株式会社 岡山・鳥取支社 岡山支店
岡山日野自動車株式会社
岡山三菱ふそう自動車販売株式会社
UDトラックス株式会社 中四国支社
ボルボ・トラック中国株式会社 キャリオン

05. 協力会社

岡山県貨物運送株式会社
日本通運株式会社 岡山支店
備前自動車岡山教習所



06. 開催日時、場所及び行事の概要

- 日時 令和6年7月4日(木)9時~16時(予定) 雨天決行
※天候等の都合で開催できない場合、7月5日(金)を予備日とする。

■場所 岡山市東区中尾355-1

「岡山県トラック協会自動車運転練習場」

- ①筆記試験会場
- ②整備点検競技会場
- ③運転技能競技会場

■筆記試験の実施	9時00分～10時00分
■開会式	10時00分～10時20分
■運転コース下見(選手各自が行う)	10時20分～10時30分
■整備点検競技及び運転技能競技	10時30分～15時30分
■閉会式	15時30分～16時10分

07. 競技部門別構成

■一般部門

年齢、性別は問わない。

使用車両は11トントラック車、4トントラック車とする。

競技は筆記試験、整備点検競技及び運転技能競技とする。

■女性部門

年齢は問わない。

使用車両は11トントラック車、4トントラック車のいずれかとする。ただし整備点検競技は4トントラック車とする。

競技は筆記試験、整備点検競技及び運転技能競技とする。

08. 選手の出場資格、出場申込み方法、締切期日及び留意事項

■出場資格

会員事業所に在籍する専従ドライバーであること。

■出場申込み方法

52ページの出場選手申込書により事業所から推薦すること。

■出場申込み締切期日

令和6年5月31日(金)とする。

■留意事項

- ①選手は、当日8時30分までに研修会館に集合すること。
(注) 研修会館入り口で受付のあと、研修会館で待機すること。
- ②服装
作業服、安全帽、安全靴を着用すること。
- ③携行品
筆記用具、整備点検競技に使用のハンマー、雨天決行につき雨合羽等
- ④試験官、進行係員の指示に従うこと。

09. 競技審査の概要

【筆記試験】

- ①所要時間は60分とする。(9時～10時)
- ②安全な交通の方法に関する必要な知識の会得状況について、単答式(マークシート方式)により行う。
- | | | |
|--------------------|-----|------|
| ・ 法規(道路交通法) | 50問 | 50点 |
| ・ 構造機能(車両) | 25問 | 25点 |
| ・ 運転常識(プロドライバーとして) | 25問 | 25点 |
| | 計 | 100点 |

【運転技能競技】

- ①運転態度、発進、停車、変速、方向指示、コース走行、一時停止、踏切通過、ホーム付等について審査する。

ホーム付け(後方)の測定は、A(指定した停止位置)と車体後部の中央部分の距離を測定し採点する。

A(停止位置:ポールからの距離)はコンテスト当日に発表する。Aより手前に停止または越えて停止した場合の誤差はいずれも同等に扱う。

実際の測定は、車体の後部の中央部分とポールとの距離を測定してAとの誤差を割り出し、誤差に対して次の基準により段階的減点方式とする。

部門別 ※減点数	30点	20点	10点	5点	0点
11トン	接触・50cm以上	40～50cm未満	30～40cm未満	20～30cm未満	20cm未満
4トン	接触・45cm以上	35～45cm未満	25～35cm未満	15～25cm未満	15cm未満

- ②運転技能競技は100点満点とし減点方式とする。

【整備点検競技】

- ①競技時間は11トンは12分、4トンは10分として、主として日常点検項目における整備点検箇所、点検着眼、点検動作等について審査する。(女性部門は4トン車を使用し競技時間は10分とする。)
- ②選手は、あらかじめ作爲された不良の箇所を発見した場合、不良の状態を試験官に告知する。不良の箇所を発見せず、あるいは不良でない箇所を不良と誤って告知した場合には減点とする。
- ③整備点検競技は100点満点とし減点方式とする。

10. 順位の決定方法及び表彰

■順位の決定方法

- ①総合得点が上位の者
- ②総合得点が同点の場合は運転技能競技の得点が上位の者
- ③運転技能競技が同点の場合は整備点検競技の得点が上位の者
- ④整備点検競技が同点の場合は筆記試験の得点が上位の者
- ⑤全てが同点の場合は年齢の高い者

■表 彰

- ①(一社)岡山県トラック協会会長賞 一般部門の最高得点者
各部門1位から3位

11. 全国トラックドライバー・コンテストへ出場する代表選手の決定、推薦及び派遣

一般部門(11トﾝ・4トﾝ)・女性部門の優勝者は、岡山県代表選手として全国大会に推薦する。

ただし、代表選手は一法人1名(女性部門の代表選手は除く。)とし、複数部門で優勝した法人については、その法人の意見を聞き、全国大会へ推薦する部門の代表選手を決定する。

又、既に全国大会に2回出場した者は推薦しない。

全国大会出場資格及び欠格事項が生じた場合の措置

全国大会への出場資格は、推薦日(全国大会出場選手の申込み締切日に同じとする)において過去3年間に人身事故を起こしたことがなく、且つ過去1年間無事故・無違反であること。

万一、代表選手として決定された者が出場選手推薦期日までに全国大会の出場資格を失うことになった場合、所属会社は遅滞なく大会実施本部長へ申し出なければならない。

なお、その場合、大会実施本部長は、大会会長の決裁を得て代替りの出場選手を決定する。

12. 大会役員等

大会会長	会長
大会副会長	副会長
大会実施本部長	交通・環境対策担当副会長
大会実施副本部長	交通・環境対策委員長

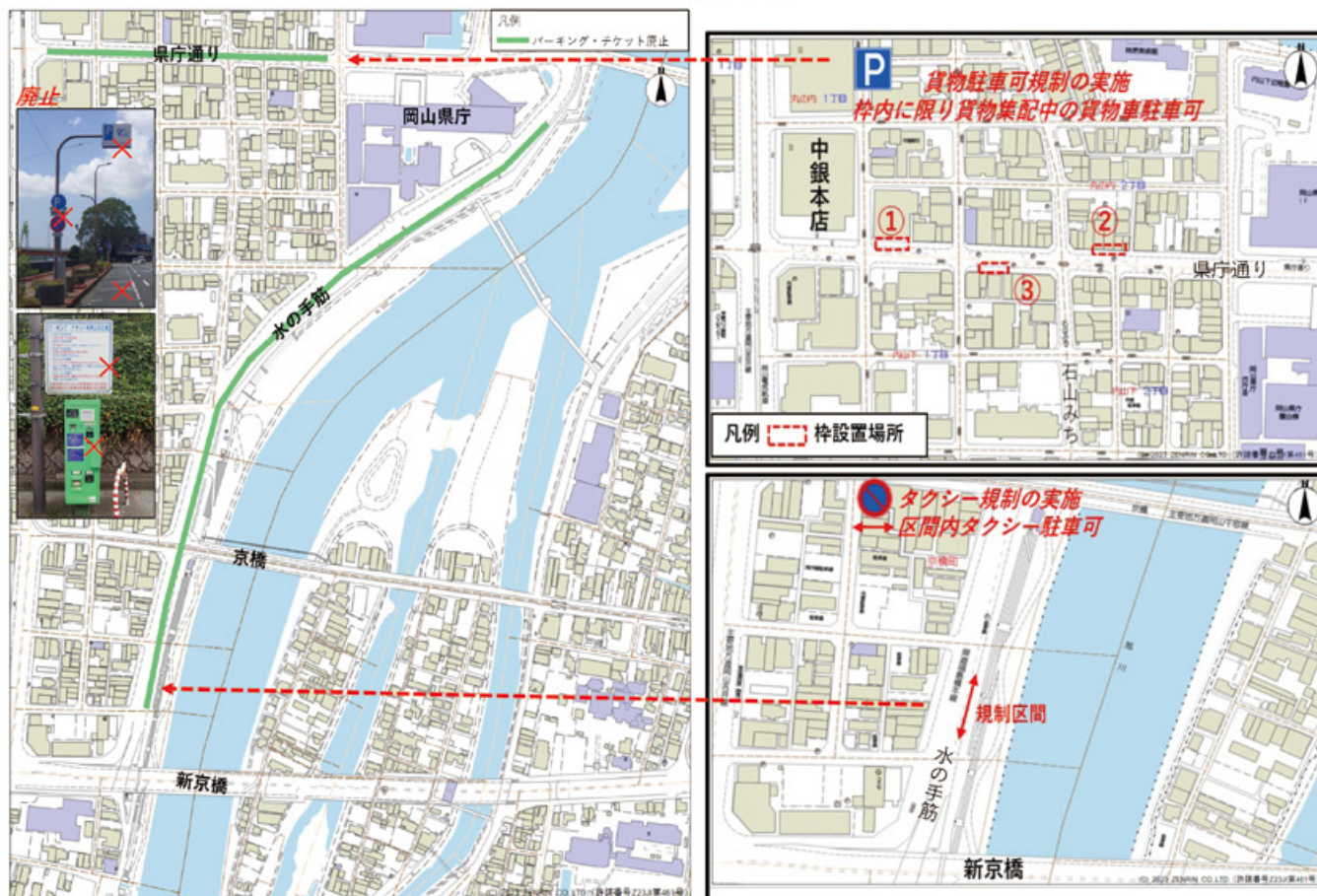


13. 小委員会

大会の実施に必要な小委員会を設けることができる。

県庁通り及び水の手筋のパーキング・チケット廃止後の交通規制について

～ 警察からのお知らせ ～



○ 県庁通り：貨物駐車可規制の設置 3箇所（令和6年3月4日から）

貨物車両の需要を鑑みて、県庁通りへ3箇所、集配等のため貨物車が駐車可能となる枠を設置します。

- ・ 駐車可能時間：9時から19時まで
- ・ 駐車可能対象車両：貨物集配中の最大積載量3トン以下の貨物車に限る

○ 水の手筋：タクシー規制の設置（駐車禁止の対象からタクシーを除くもの）

市内中心部大型集客施設利用者等に対するタクシー需要を鑑みて、水の手筋（京橋地内）へ客待ちタクシーが駐車できる規制を設置します。

- ・ 駐車可能時間：9時から22時まで
- ・ 駐車可能規制対象：タクシーの客待ちを除く

駐車禁止規制が設けられているため、
上記の場所以外は、自動車を駐車することはできません。

おかやま森づくり県民基金へ寄附金を贈呈

- 1 日 時 令和6年3月21日(木) 14時10分～
- 2 場 所 岡山県庁3階 知事室
- 3 寄附金額 100万円
- 4 参加者 岡山県知事 伊原木 隆太
 一般社団法人岡山県トラック協会
 会 長 遠藤 俊夫
 副会長 藤森 元則
 副会長 横山 忠彦
 副会長 赤田 博文
 副会長 安東 忠徳
- 5 内 容 (1)寄附金贈呈 遠藤 俊夫 会 長
 (2)感謝状授与 伊原木 隆太 県知事
 (3)謝 辞 伊原木 隆太 県知事

岡山県トラック協会では、安全で環境にやさしいトラック輸送を実現するため、社会との共生をめざす取組の一環として平成16年度から「トラックの森づくり事業」に取り組むとともに「おかやま森づくり県民基金」に毎年度寄附を行っており、令和5年度までの20年間で累計2,501万円を寄附しています。

「おかやま森づくり県民基金」は、平成12年に設置され、おかやま共生の森事業をはじめ、県民参加による緑豊かで健全な森づくりを推進しています。





行政だより

国自貨第844号
令和6年3月22日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

今般、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定め、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和6年国土交通省告示第209号）のとおり告示を行ったところです。

これを踏まえ、設定した標準的な運賃に関して、別添のとおり各地方運輸局等に対し通知しましたので、ご連絡します。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、傘下会員事業者に対して周知いただきますようお願いいたします。



国自貨第 8 4 4 号
令和 6 年 3 月 2 2 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 } 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 貨 物 流 通 事 業 課 長
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

今般、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）附則第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定め、同条第 2 項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和 6 年国土交通省告示第 209 号）のとおり告示を行ったところである。

これを踏まえ、設定した標準的な運賃に関して別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和 2 年 4 月 2 4 日付け国自貨第 1 4 号）」、「海上コンテナ輸送の割増率について（令和 4 年 9 月 7 日付け国自貨第 6 7 号）」及び「セメントバルク車他 3 車種の割増率について（令和 4 年 1 月 2 1 日付け国自貨第 1 0 2 号）」は廃止する。



行政だより

別紙

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっている。こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図る観点から、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(平成30年法律第96号)が制定され、「標準的な運賃の告示制度」(法附則第1条の3)が設けられたところである。

「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック運送事業者(以下「運送事業者」という)の荷主(元請け運送事業者を含む。以下同じ。)に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、令和5年度末までの時限措置として設けられ、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和5年法律第62号)により延長されたものである。

改正後の法附則第1条の3第1項においては、当分の間、「国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。」と規定されている。

標準的な運賃の設定に当たっては、当該規定の趣旨に沿って、運送事業者の原価等の集計、運賃額の計算等を行い、実運送を担う運送事業者(以下「実運送事業者」という)が収受すべき適正な運賃水準として、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件(令和6年国土交通省告示第209号)のとおり告示を行ったものであり、その基本的な考え方や、実際の適用方法等については以下のとおりである。

トラック運送業は、我が国の経済と国民生活を支える重要な産業であり、トラックドライバーの賃上げ等の処遇改善を実現するためには、労務費等を運賃等に適正に転嫁することが極めて重要である。令和5年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会)(以下「本指針」という。)では、「発注者として採るべき行動/求められる行動」として「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること」とされており、「関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例」として標準的な運賃が明示されている。加えて、「受注者として採るべき行動/求められる行動」として、発注者との価格交渉で標準的な運賃等の公表資料を用いることとされている。荷主及び運送事業者の双方が、発注者・受注者それぞれの立場で、標準的な運賃を活用し、積極的な運賃交渉を行うことが期待される。



1. 標準的な運賃に係る基本的な考え方

(1) 運賃表の設計

実運送事業者が収受すべき運賃を前提として、以下の考え方に基づき運賃表の設計を行った。

① 対象となる運送契約

一般貨物自動車運送事業における代表的な運送契約として、積載量にかかわらず、車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提とし、距離制及び時間制の2種類の運賃表を策定した。

② 車型・車種

車型については、代表的なバン型の車両を前提とした。

車種については、代表的な分類として以下のとおり設定した。

- ・小型車(2 tクラス)：最大積載量2トン以下の車両
- ・中型車(4 tクラス)：最大積載量2トン超かつ車両総重量11トン未満の車両
- ・大型車(10 tクラス)：中型車(4 tクラス)を超える車両(トレーラー(20 tクラス)を除く。)
- ・トレーラー(20 tクラス)：牽引車と被牽引車とを連結した車両であって最大積載量が20トン前後のもの

③ 地域差

人件費や物価等の地域差を考慮し、地方運輸局等のブロック(10ブロック)単位で運賃表を策定した。

④ 運賃と料金の考え方

原則として運送の役務の対価としての運賃について設定することとした。

運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用に係る料金のうち、待機時間料については、30分を超える場合の30分ごとに生じる標準的な額を設定するとともに、積込料・取卸料については、作業内容ごとに、30分ごとに生じる標準的な額を設定したほか、待機時間料と積込料・取卸料の適用時間の合計が2時間を超える場合において30分ごとに発生する料金を設定した。

その他の料金については、運賃表とは別に項目のみ規定することとした。

⑤ 元請・下請の関係及び利用運送手数料

実運送事業者が収受すべき適正な運賃水準を示すため、その算出に当たっては、いわゆる元請事業者の庸車費用等については考慮していない。

このため、元請事業者等が利用運送を行う場合の庸車費用等については、下請事業者に支払う運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せて荷主から適正に収受すべきものとして、新たに利用運送手数料の項目を規定した。

(2) 適正原価・適正利潤

一般貨物自動車運送事業の実績等より能率的な経営を実施していると認められる



行政だより

運送事業者に対して各種原価等の調査を実施して得た結果（以下「原価調査結果」という。）を基に、年間・車両1両当たりの原価計算を行った。

① 固定費単価

走行距離にかかわらず、事業を行う上で固定的に発生する費用として、以下の項目ごとの年間費用（車両償却費、人件費、自動車関係税、自動車関係保険料、荷役関連費、借入金利息及び間接費（固定費相当額））を積算した額を年間労働時間で除して1時間当たり固定費を算出した。

【算定式】（a～gの合計値）÷年間労働時間（約2,086時間）

a 車両償却費

車両の調達価格は、半導体不足の影響等により近年の車両販売台数が減少しており、車両更新が進まなかった可能性がある。そのため、令和2年告示の際に実施した原価調査結果における車両調達価格を基に、自動車メーカーへのヒアリングによる価格変動率を乗じた額を車両調達価格とし、原価調査結果による付属備品等の費用を合算した額を車両償却年数で除して、1年間当たりの車両償却費を算出した。

なお、車両の償却年数については、車両の購入に係る融資の返済期間、車両のリース期間、車両の修繕費の上昇の傾向等の実態を踏まえ、経営環境の維持・改善を図ることができる環境を整えるとともに、運送事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えの促進の観点から、5年を基準とした。

【算定式】（車両の調達価格+付属備品等の費用）÷車両償却年数（5年）

b 人件費

所定労働時間内の人件費（以下「基準内人件費」という。）は、時給単価に対し、原価調査により得られた車格ごとの人件費格差の比率（車格差率）、一定の福利厚生費率、年間労働時間を乗じて、1年間当たりの人件費額を車格ごとに算出した。

なお、運転者の労働環境については、賃金水準が全産業平均より約1割～2割低く、労働時間が全産業平均より約2割長い現状に鑑み、「運転者の労働条件の改善」という改正法の趣旨に基づき、時給単価については全産業の平均値を基準として設定した。

また、年間労働時間については、週40時間の労働を前提とし、約2,086時間とした。

【算定式】時給単価×車格差率×（1+給与に対する福利厚生費率）×年間労働時間（約2,086時間）

c 自動車関係税

原価調査結果により、1年間当たりの自動車取得税額（自動車税環境性能割額）、自動車税額、自動車重量税額を算出した。

d 自動車関係保険料

原価調査結果により、1年間当たりの自動車損害賠償責任保険料、一般自動車損害保険料（任意保険料）を算出した。



e 荷役関連費用

原価調査結果により、1年間当たりの荷役関連の消耗品に係る費用を算出した。

f 借入金利息

原価調査対象事業者の実績値を用いて、1年間当たりの借入金利息額を算出した。

【算定式】ベースとなる資産(事業用固定資産額+運転資本額(営業費×4%))
×他人資本構成比×金利

g 間接費(固定費相当額)

間接費については、施設利用料、施設賦課税、事務員等の人件費、及び自動車以外の施設等の減価償却費等を見込むものとして、原価調査の対象事業者の実績値を用いて間接費率(年間総費用額に対する割合)を算出した上で、上記固定費に対応する1年間当たりの間接費の額を算出した。

【算定式】{a~fの合計値(円/年)} ÷ {1-間接費率(%)} - {a~fの合計値(円/年)}

② 変動費単価

走行距離に比例して発生する費用として、以下の項目ごとの費用(燃料費、オイル費、タイヤ費、尿素水費、車検・修理費及び間接費(変動費相当額))を積算し、1km当たりの変動費を算出した。

h 燃料費

燃料費は、軽油単価の変動幅が大きいため、その変動分は燃料サーチャージにより収受することを前提として、全国一律120円/Lを基準として、1km当たりの燃料費を算出した。

【算定式】軽油単価(120円/L) ÷ 燃費

i オイル費

原価調査結果により、1km当たりのオイル費を算出した。

【算定式】{オイル単価(円/L) × オイル交換1回当たりオイル量(L) + オイル交換1回当たり工賃(円)} ÷ オイル交換1回当たり走行距離(km)

j タイヤ費

原価調査結果により、1km当たりのタイヤ費を算出した。

【算定式】{タイヤ単価(円/本) × タイヤ交換1回当たり交換本数(本) + タイヤ交換1回当たり工賃(円)} ÷ タイヤ交換1回当たり走行距離(km)

k 尿素水費

原価調査結果により、1km当たりの尿素水費を算出した。

【算定式】尿素水単価(円/L) ÷ 尿素水1L当たり走行距離(km)

l 車検・修理費



行政だより

原価調査結果により、1 km 当たりの車検・修理費を算出した。

【算定式】 {年間車検整備費 (円/年) + 年間一般修理費 (円/年)} ÷ 年間走行距離 (km)

m 間接費 (変動費相当額)

上記の間接費率を用いて、上記変動費に対応する間接費額を算出した。

【算定式】 {h~1 の合計値 (円/km)} ÷ {1 - 間接費率 (%) } - {h~1 の合計値 (円/km)} }

③ 基準外人件費

基準外人件費 (所定労働時間外の人件費) については、労働基準法に基づき、基準内人件費×1.25 により算出した。

④ 適正利潤

自己資本に対する適正な利潤額を元に、運送原価に対する利益率を算出した。

【算定式】

適正利潤額 : ベースとなる資産 (事業用固定資産額 + 運転資本額 (営業費×4%)) × 自己資本構成比×0.1 ÷ (1 - 利益課税率)

運送原価に対する利益率 : 適正利潤額 ÷ 運送原価

(3) 運賃額の計算方法

① 距離制運賃額

1 運行当たりの運賃額の算出は、以下の計算式により算出した。

$$\left(\begin{array}{l} (1 \text{ km 当たり変動費}) \times (\text{走行距離}) + \\ (1 \text{ 時間当たり固定費}) \times (\text{所要所定内労働時間}) + \\ (1 \text{ 時間当たり基準外人件費}) \times (\text{所要所定外労働時間}) \end{array} \right) \times (1 + \text{利益率})$$

1 運行当たり走行距離については、標準的な運賃を設定するに当たって、帰り荷がない場合の運行においても帰路に要する必要な原価を確保することを前提としているため、実車キロ程 (運賃表のキロ程) に2を乗じて算出した距離とした。

所要所定内労働時間については、走行時間のほか、一運行において通常発生することが想定される待機時間1時間 (発地及び着地各30分間) 及び通常必要となる点呼・法定点検等の運行準備に要する時間を含むこととしている (※)。

※平成11年の旧公示運賃 (原価計算書の添付を要しない範囲として、平成2年の旧公示運賃を基準に上下20%の上限・下限を設定した運賃) においては、上記の時間に加えて積み込み・取卸しに要する時間についても含むこととしており、考え方が異なるため留意されたい。

また、長距離帯における時間外労働時間については、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、運行1日当たり約3.7時間が限度となるよう設定している。

なお、一定の中長距離帯においては、高速自動車国道等の有料道路の走行を前提とした平均走行速度を使用して運賃額の計算を行っている。



② 時間制運賃額

契約する時間（8時間又は4時間）に応じて、時間制運賃を適用する場合に通常想定される1運行当たりの走行距離（以下「基礎走行距離」という。）及び基礎作業時間（8時間又は4時間）を設定した上で、基礎走行距離及び基礎作業時間の範囲内で運行する場合の運賃額（以下「基礎額」という。）を以下の式により設定した。

$$\left[\begin{array}{l} (1 \text{ km 当たり変動費}) \times (\text{基礎走行距離}) + \\ (1 \text{ 時間当たり固定費}) \times (\text{基礎作業時間}) \end{array} \right] \times (1 + \text{利益率})$$

また、基礎走行距離を超えて運行する場合の加算額は1km当たり変動費に10kmを乗じた額に利益率を加味した額、基礎作業時間の範囲を超えて運行する場合の加算額は1時間当たり基準外人件費の額に利益率を加味した額として設定した。

なお、基礎走行距離については、時間制運賃を適用する場合における車両の走行速度の実態等を勘案し、8時間制について小型車は100km、小型車以外は130kmとし、4時間制について小型車は50km、小型車以外は60kmとした。

2. 具体的な適用方法

標準的な運賃の設定に当たって想定している具体的な適用方法については、以下のとおりである。

（1）適用する運送

標準的な運賃は、実運送事業者が一般的なバン型車両を貸し切って運送する場合を念頭に、距離制運賃表及び時間制運賃表の2種類の運賃表を設定している。個々の運送についていずれの運賃表を適用するかについては、運送する貨物の種類、量、距離、交通事情及び運送に付随する荷役作業等の諸条件を勘案し、荷主との契約の中で決定することとなる（※）。

※一般的には距離制運賃表が使用される場合が多いが、時間制運賃表が適用される代表的な場合としては、例えば、①走行キロは短い、車両を時間的に拘束される場合、②大都市等の交通渋滞等によって運行効率が著しく低下する場合、③短距離を反復してピストン輸送する場合等が考えられる。

また、標準的な運賃は、人件費や物価等の地域差を考慮し、下表のとおり各地方運輸局の管轄区域ごとに10ブロック別の運賃を設定している。運送事業者においては、運送を行う車両が配置されている営業所の所在地を管轄する各地方運輸局のブロックの運賃を参考に運賃を設定することとなる。

運輸局	管轄する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県



行政だより

北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

(2) キロ程等の計算

(距離制運賃表)

距離制運賃表における運送キロ程の計算は、1車1回の運送で、発地で貨物を車両に積み込んでから、着地で車両から貨物を取り卸すまでのキロ程（貨物を積載して実際に走行したキロ程）による。したがって、実運送事業者の営業所（車庫）から荷主より指定された積込場所までの往路空車回送区間及び取卸場所から復路空車回送区間のキロ程は運送キロ程の計算の対象とならない。

なお、運送の途中において、貨物の一部を積み卸した場合は最初に積込みを行った場所から、最後に取り卸しを完了した場所までの実車キロ程によることとする。

(時間制運賃表)

時間制運賃表における走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到達したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行う。

なお、4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、労働の実態、車両の使用効率からみて、以後の車両の使用が保証されないことを踏まえ、正午から起算した時間により加算額を計算することとしている。

(3) 個建運賃

単一品目であること、荷姿が一定していること、1個の重量又は容積が一定していること及び十分なリードタイムが確保されること等の場合を想定して個建運賃を設定した。例えば、基準運賃から個建単価を算出する際の割合（基準積載率）を80%に設定した場合、各荷主の運賃は1両貸しよりも安価となり、積載率が80%を超える場合には運送事業者においても基準運賃を超える運賃を収受することが可能となる。基準積載率は各荷主の一回当たりの最低荷量等を考慮し算出するものとなる。

なお、個建運賃を適用する場合は、荷主との協議において、最低積載個数又は重量の設定と同量に満たない場合（ゼロの場合を含む）の最低保証料の収受等について合意しておく必要がある。

(4) 運賃割増率

①速達割増等

速達割増として、有料道路を利用する前提で通常見積もられる運送日時よりも短い日時での運送の依頼があった場合の速達割増を設定した。なお、この場合にお



いても、当然ながら労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守が前提となる。

逆に、積合せを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、割り引いた運賃を設定することも可能とした。

また、荷主において一定のリードタイムを確保した場合であっても、有料道路の利用を認めない場合は、結果的にトラックドライバーの運転時間の長時間化を助長するおそれがあることから、有料道路がある区間について、有料道路を利用しない運送については、割増運賃を設定できることとした。「標準的な運賃」は、高速道路を利用することを前提に、キロ程区分ごとの平均走行速度を設定しているところ、有料道路を利用しない割増率の算定にあたっては、一般道を走行した場合の平均走行速度（キロ程 20 k m 区分の平均走行速度）を適用して再計算することで、有料道路を代替する一般道のキロ程に対応した運賃に 2 割以上の割増とすることが考えられる。

②特殊車両割増

トラック運送事業において使用される車両については、運送を行う品目や運行の形態等に応じて様々なものが存在し、車両によって原価構造が異なる場合がある。

標準的な運賃においては一般的なバン型車両を念頭に運賃表を設計しているが、冷蔵車・冷凍車を使用する場合については原価調査の結果に基づき割増率（2 割）を設定している。同様に、海上コンテナ輸送車、セメントバルク車、ダンプ車、コンクリートミキサー車、タンク車についても割増率を設定している。

また、これ以外の特殊な車両を使用する場合については、上記の計算方法も参考にしつつ、別途原価計算を行うことが望ましい。

③休日割増

標準的な運賃においては、休日割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率（2 割）を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、日曜祝日の 0 時から 24 時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

④深夜・早朝割増

標準的な運賃においては、深夜・早朝割増として、人件費構成比及び法定割増率を参考に割増率（2 割）を設定した。当該割増率を適用する基準運賃額は、労働基準法に定める午後 10 時から午前 5 時の間に運送した距離に対応した運賃額となる。

（5）待機時間料

運転者の長時間労働の主な要因の一つとして、発地又は着地における長時間の荷待ちが挙げられるが、運転者が荷主の責により待機した場合、運送事業者は、待機時間に応じた料金を荷主から収受すべきである。このため、運送事業者が荷待ちに係る適正な対価を収受できる環境や、荷待ち時間の削減等、長時間労働の改善に向けて荷主と運送事業者が連携して取組を進める環境を整備することを目的として、30 分を超える荷待ちに係る待機時間料を設定した。



行政だより

料金の算出に関しては、発地又は着地において待機時間が30分を超える場合における30分ごとの料金として、30分当たりの基準外人件費に利益率を加味して算出した。また、労働基準法第37条に基づく割増賃金の支払いの必要性を考慮して、待機時間料の適用となる時間と2. (6)における積込料・取卸料の対象となる時間の合計が2時間を超える場合における30分ごとの料金として、基準内人件費×1.5により算出した基準外人件費に利益率を加味して算出した。

実際の待機時間料の算定は、荷主との間で定められた場所及び時間に車両が到着してから、荷主側の責によって30分を超えて待機した場合において30分までごとに発生した待機時間に応じて行う。運送事業者側が約束の時間前に車両を到着させるような場合は荷主側の責によらないものであることから、待機時間料の算定の対象外となる。

なお、時間制運賃表の適用時における待機時間料については、原則として、基礎作業時間に係る基礎額及び基礎作業時間を超えた場合の加算額において収受することを想定している。

また、予め距離制運賃表を適用することとしていた運送において、予期せぬ渋滞等により運行が長期化し、追加的に人件費等の費用が生じるような場合については、原則として待機時間料の対象とはならないものであるが、荷主との合意を前提に、待機時間料に準じて追加的に料金を収受することや、事後的に時間制運賃表により清算を行うこと等を妨げるものではない。

(6) 積込料・取卸料、附帯業務料

標準的な運賃は、運送の役務に係る原価を前提として計算していることから、運送以外の役務として別途積込み、取卸しその他荷造り、仕分け、検収・検品等の附帯業務を行った場合には、運賃とは別にこれらに係る料金を収受する必要がある。

特に、荷役作業に係る対価を確実に収受するため、積込料・取卸料については、待機時間料単価を基準として、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価表（東京）」における職種・作業内容から、運転手（一般）を基準とした倍数を適用し、30分ごとの料金を設定した。

また、待機時間料と積込料・取卸料については各料金の対象となる合計時間が2時間を超える場合の料金を設定している（この場合において、安全対策を施した積込み、取卸し等、品目や業種等の特性上やむを得ない事情がある場合においては適用しないことも考えられる）。

さらに、荷主都合に起因して、運送開始前日の積込作業等を実施する場合は、当該作業に要した距離・時間に相当する運賃及び積込料、取卸料を収受する必要がある。加えて、車両への貨物の留置時間について、時間制運賃相当額から人件費、変動費相当額を除いた留置にかかる料金を収受することも考えられる。

その他附帯業務に係る具体的な料金については、その作業・業務の内容に応じて発生するコストが様々であるため、運送事業者において、適切に設定を行う必要がある。具体の設定方法の例としては、上記待機時間料の設定も参考に、一定の人件費を基準として、作業の内容に応じて付加的に要する費用等を加味する手法等が考えられる。



(7) 利用運送手数料

標準的な運賃は実運送を担う運送事業者が収受すべき適正な運賃水準である。このため、運送を受託した運送事業者や利用運送事業者が、他の運送事業者に運送を再委託する場合に、庸車に係る手数料を収受する場合には、その金額を、運送の対価として収受した運賃から差し引くのではなく、運賃に上乗せして、荷主から収受することが適切である。このため、庸車に係る対価としての利用運送手数料を新たな運賃項目として設定し、運賃とは別に収受することとした。

なお、利用運送手数料の水準は、原価調査結果における平均的な手数料の水準を考慮し、運賃の10%とした。多重下請構造下にあつては、元請事業者は、当該水準を参考に、必要な利用運送手数料を積み上げた金額を運賃に上乗せして荷主と交渉を行うことが求められる。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受することを妨げるものではない。



行政だより

(8) 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金について、告示Ⅷにおける「別に定めるところ」については下表に記載のあるウェブサイト等によるものとし、本表を活用して計算した上で、運賃とは別に収受する。なお、有料道路利用料の収受が認められない運送については、2.(4)①の割増を適用するものとなる。

	掲載サイト	掲載HPアドレス	QR	主な掲載路線
料金検索サイト	NEXCO東日本	https://www.driveplaza.com/dp/SearchTop		全国 <small>(注)下記サイト掲載有料道路は検索対象外</small> https://www.driveplaza.com/search/exclude_road
料金表一覧掲載サイト	NEXCO東日本	https://www.driveplaza.com/search/e_tolls/		道央道・札幌道・道東道・日高道・深川留萌道・釜石道・八戸道・青森道・百石道路・磐越道・仙台(東部・北部・南部)・三陸道・山形道(宮城川崎一月山)・東北中央道・秋田道・湯沢横手道路・日東道・秋田外環状道路・琴丘能代道路・東北道・北関東道・圏央道・東水戸道路・常磐道・関越道・東関東道・関越道・新空港道・中央道・上信越道・長野道・千葉東金道路・宮津館山道路・館山道・アリア連絡道・京葉道路・東三京浜道路・横浜新道・横浜横須賀道路・外環道・北陸道・日東道
	NEXCO中日本	https://www.c-nexco.co.jp/navi/toll/		東名高速道路・新東名高速道路・圏央道・東海北陸道・伊勢湾岸道・名神高速道路・東海環状自動車道・中央自動車道・東名阪道・伊勢道・紀勢道・名二環・舞鶴若狭道
	NEXCO西日本	https://www.w-nexco.co.jp/search/price_list/		名神・新名神・京都縦貫道・京滋バイパス・中国道・山陽道・舞鶴若狭道・関西空港道・阪和道・中国道・山陽道・岡山道・米子道・浜田道・広島道・広島岩国道路・江津道路・尾道道・九州道・安来道路・山陰道・松江道・広島呉道路・高松道・高知道・今治小松道・徳島道・松山道・徳島南部自動車道・東九州道・権田道路・宇佐別府道路・南九州道・宮崎道・東九州道・隼人道路・長崎道・大分道・沖縄道

(9) 実費

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送の実施に伴う施設使用料等については、運賃とは別に実費として収受することとした。

なお、旅費(運転者の宿泊費)のうち通常想定される平均的な額については、標準的な運賃の設定に当たって間接費額の計算の一環として原価に算入している。ただし、宿泊を伴う長距離運行が恒常的に発生する場合等、標準的な程度を超えて旅費が発生する場合においては、これを超える部分を実費として収受することは差し支えない。

(10) 燃料サーチャージ

燃料サーチャージについては、告示Ⅹの定めるところによる。

(11) その他

標準的な運賃の設定に当たって想定している主な適用方法は上記のとおりであるが、従来の商慣習上、運送に一定の資格や措置を要する場合等、個々の運送の実情によるコストの変動に応じて、上記に含まれない運賃計算方法の特例や、各種割増(※)・割引等が行われる場合がある。運送事業者においては、自ら行う運送の実態等に応じて適切な運賃表の適用方法を設定する必要がある。

※例：品目割増、特大品割増、冬期割増、悪路割増等



3. 標準的な運賃の活用

標準的な運賃は、実運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであることから、運送事業者がこれを活用するに当たっては、上記の原価及び利潤の考え方を参考としつつ、自らの運行実態等を踏まえて事業に係る原価及び利潤を計算した上で、実際に適用する運賃及び料金を設定することが望ましい。

なお、原価の計算については、「原価計算要領について（平成6年自貨第12号）」も参考にされたい。

また、実運送事業者が適正な運賃を収受するためには、運送事業者は車両調達価格、社会保険料、人件費等の運送原価の変動に対応するため、毎年運賃及び料金を必要に応じて見直し、荷主・運送事業者が定期的に交渉・協議することが重要となる。

4. 標準的な運賃の活用に係る手続

3. により実際に適用する運賃及び料金を設定した運賃及び料金の種類、額並びに適用方法等について、所定の届出を行う必要がある。

ただし、令和2年4月24日告示の標準的な運賃にて届出した運送事業者については、本通達の発出日を以て、令和6年3月22日告示の標準的な運賃にて届出したものとみなす。このため、令和2年4月24日告示の標準的な運賃を引き続き適用しようとする運送事業者はその旨を記載した届出を行う必要がある。

また、標準的な運賃と同様の運賃を設定する場合には、運賃と料金とを区分して収受する旨及び利用運送手数料を収受する旨が定められた運送約款として、独自に認可を受けた約款又は標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号。令和6年3月22日最終改正）を使用し、運賃及び料金と併せて掲示を行う必要がある。

5. 行政処分等との関係

標準的な運賃は、運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すものであり、標準的な運賃と異なる運賃を収受したことのみに基づいて罰則が科される等、ペナルティを伴うものでない。

しかしながら、運送事業者において、事業用自動車の必要な点検整備の未実施、最低賃金法に基づき定められた最低限度額より低い賃金の支払い、社会保険への未加入等により不当に原価を抑えて事業を行う等の法令違反が確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年国自安第73号・国自貨第77号・国自整第67号）」による行政処分を行う。

また、荷主が一方的に、設定した運賃額より低い運賃で運送委託等を行う等により、下請法・独占禁止法に違反する場合には、これらの法律に基づく処分の対象となるほか、不当に低い運賃額の支払いが運送事業者における過労運転・過積載運行を招く等、荷主の行為が運送事業者の法令違反の原因となるおそれがある場合には、関係行政機関の長と連携し、法附則第1条の2に基づく荷主への要請等を行う。



行政だより

I 距離制運賃表

中国運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,670	9,990	13,620	18,220



II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
	沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
九州			20,260	24,440	32,320	41,820	
沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830			
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	350	410	630	930	
		東北	340	410	630	920	
		関東	350	410	630	930	
		北陸信越	340	410	630	920	
		中部	340	410	630	920	
		近畿	340	410	630	920	
		中国	340	410	630	920	
		四国	340	410	630	920	
		九州	340	400	630	920	
	沖縄	340	410	630	920		
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700	
		東北	2,780	2,910	3,130	3,680	
		関東	3,710	3,890	4,180	4,920	
		北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970	
		中部	3,310	3,480	3,740	4,400	
		近畿	3,430	3,600	3,870	4,550	
		中国	3,060	3,210	3,450	4,060	
		四国	2,890	3,030	3,260	3,830	
九州		2,940	3,090	3,320	3,900		
沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380			

行政だより



行政だより

国自貨第842号
令和6年3月22日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

物流・自動車局貨物流通事業課長
(公印省略)

標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、トラック運送事業者が、健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備等を図る観点から、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言（令和5年12月15日公表）を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により改正を行ったところである。

改正された標準運送約款は、令和6年6月1日より施行されるが、主たる改正事項は別紙のとおりであるので、関係者への周知及びその円滑な実施に遺漏のないようにされたい。

- ・標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号。以下「標準運送約款」）
- ・標準宅配便運送約款（平成2年運輸省告示第576号。以下「宅配便約款」）
- ・標準引越運送約款（平成2年運輸省告示第577号。以下「引越約款」）
- ・標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号。以下「軽運送約款」）
- ・標準貨物軽自動車引越運送約款（平成15年国土交通省告示第172号。以下「軽引越約款」）
- ・標準霊きゅう運送約款（平成18年国土交通省告示第1047号。以下「霊きゅう約款」）
- ・標準貨物自動車特定信書便運送約款（平成27年国土交通省告示第1163号。以下「標準信書便約款」）
- ・標準貨物軽自動車特定信書便運送約款（平成28年国土交通省告示第247号。以下「軽信書便約款」）



標準貨物自動車運送約款等の一部改正について

1. 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容の明確化等

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、適正な運賃・料金の収受を目的として、待機時間、附帯業務等が具体的に規定されていた一方、「積み込み」「取卸し」等の業務は、「第2章 運送業務等」において規定されていたため、運送業務と荷待ち・荷役作業等の運送以外の業務の区切りが不明確であった。このため、「積み込み」「取卸し」等の運送以外の業務については、「第2章 運送業務等」から分離し、第3章を「積み込み又は取卸し等」に改めた上で、当該章において規定することとした。

また、これらの運送以外の業務が契約にないものであった場合、当該業務の対価を負担する主体についても不明確であったことから、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第61条）、軽運送約款（第59条）

2. 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面の交付

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人による運送の申込みやトラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がなかった。このため、運送を申込み荷送人、運送を引受けるトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）である運送申込書、運送引受書を相互に交付する旨を規定した。

なお、運送申込書、運送引受書は別添の様式を例示とする。

〔関係条項〕 標準運送約款（第6条及び第7条）、軽運送約款（第6条及び第7条）

3. 利用運送を行う場合における実運送事業者の商号・名称等の荷送人への通知等

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、利用運送を行う場合がある旨は規定されていたが、利用運送が行われた場合でも荷送人が実運送事業者を把握することは困難であった。このため、利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨を規定した。

また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第17条）、軽運送約款（第17条）

4. 中止手数料の金額等の見直し

改正前の「標準運送約款」「軽運送約款」では、荷送人が、貨物の積み込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しないこととされていたが、実勢に応じて、当該中止手数料の金額等を見直すこととした。

具体的には、

- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に運送の中止をしたときは、当該運送



行政だより

- 引受書に記載した運賃・料金等の 20 パーセント以内
- ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 30 パーセント以内
 - ・ 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に運送の中止をしたときは、当該運送引受書に記載した運賃・料金等の 50 パーセント以内
- をそれぞれ収受できることとした。

〔関係条項〕 標準運送約款（第 38 条）、軽運送約款（第 38 条）

5. 運賃・料金等の店頭掲示事項のオンライン化

改正前の「標準運送約款」等では、「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」については、店頭に掲示することとされていたが、これらの事項を既に自社のウェブサイト等に掲載しているトラック運送事業者も多く存在する。

また、特定の場所において書面で掲示されていた事項について、インターネットによる閲覧等を可能とし、利用者利便の向上を図る観点から、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）により貨物自動車運送事業法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日より、常時使用する従業員の数 が 20 人を超えるトラック運送事業者については、原則として、運賃・料金等を店頭での掲示に加え、自社のウェブサイトにも掲載しなければならないこととされている。

こうした状況を踏まえ、運賃・料金等の店頭掲示事項について、ウェブサイトに掲載する必要がある旨を規定した。

〔関係条項〕 標準運送約款（第 3 条、第 32 条及び第 64 条）、宅配便約款（第 2 条及び第 8 条）、引越約款（第 2 条及び第 18 条）、軽運送約款（第 3 条、第 32 条及び第 62 条）、軽引越約款（第 2 条及び第 18 条）、霊きゅう約款（第 3 条及び第 16 条）、標準信書便約款（第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 13 条及び第 21 条）、軽信書便約款（第 2 条、第 4 条、第 7 条、第 13 条及び第 21 条）



(別添)

※令和6年3月改正標準貨物自動車運送約款/標準貨物軽自動車運送約款準拠

運送申込書/運送引受書

※申込者は、太線内をご記入願います。

申込者	社名又は氏名 (担当者名)	申込日: 年 月 日		
	住所	電話: - -	FAX: - -	
		E-mail:	緊急連絡先: - -	
標準貨物自動車運送約款 (令和6年3月22日最終改正) の確認 <input type="checkbox"/> 済				
集貨/発送地及び担当者	社名又は氏名 (担当者名)	電話: - -	FAX: - -	
	住所 <small>(建物名・部屋番号も記載)</small>	E-mail:	緊急連絡先: - -	
配達/到着地及び担当者	社名又は氏名 (担当者名)	電話: - -	FAX: - -	
	住所 <small>(建物名・部屋番号も記載)</small>	E-mail:	緊急連絡先: - -	
運送を引受ける者	社名又は氏名			
	住所			
	事業許可	年 月 日 第 号		
	引受営業所	営業所名 (担当者名)	電話: - -	
	住所	FAX: - -	E-mail:	
	車両番号	緊急連絡先: - -		
利用運送により運送を受託した者	社名又は氏名			
	住所			
	事業許可	年 月 日 第 号		
	引受営業所	営業所名 (担当者名)	電話: - -	
	住所	FAX: - -	E-mail:	
	車両番号	緊急連絡先: - -		
貨物の情報				
運送の扱い種別				
品名	品質	重量又は容積 kg/m ³	個数	
集貨又は発送希望日時	月 日 () :	配達又は到着希望日時	月 日 () :	
高価品の場合 種類:		価額:	運送保険の希望 有・無	
運賃及び料金の支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> その他 () 支払期日: 年 月 日		特約条項	
附帯業務の内容	<input type="checkbox"/> 積込み 作業内容 () 予定作業時間 ()			
	<input type="checkbox"/> 取卸し 作業内容 () 予定作業時間 ()			
		<input type="checkbox"/> 品代金の取立て <input type="checkbox"/> 荷掛金の立替え <input type="checkbox"/> 貨物の荷造り <input type="checkbox"/> 仕分 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 検収及び検品 <input type="checkbox"/> 横持ち及び縦持ち <input type="checkbox"/> 棚入れ <input type="checkbox"/> ラベル貼り <input type="checkbox"/> はい作業 予定作業時間 ()		
【走行距離】	【走行時間】			
総 実車	km	分		
実車	km	分		
運賃及び料金				
運賃	円			
燃料サーチャージ (基準額120円・調達額)	円	円 (走行距離 (km) × 燃費 (km/L) × 算出上の燃料価格上乗率 (円/L))		
利用運送手数料 (運賃の %)	円	有料道路利用料 (税込)	円	
待機時間料	円 (見込み待機時間: 分、30分あたり単価 円)			
附帯業務料	積込料	円	取卸料	円
	品代金の取立て	円	荷掛金の立替え	円
	荷造り	円	仕分け	円
	保管	円	検収及び検品	円
	横持ち及び縦持ち	円	棚入れ	円
	ラベル貼り	円	はい作業	円
	その他附帯業務 ()	円		
附帯業務料 計		円		
運送保険料 (税込)	円	〇〇料	円	
合計請求額	円	(内消費税額 円)		

・上記のとおり運送を引受けます。
令和 年 月 日

運送引受者
(貨物自動車運送事業者)

行政だより



国土交通省 中国運輸局からののお知らせ

「トラック物流2024年問題」 に関するオンライン説明会【第10回】開催

開催日時：令和6年5月24日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

ご案内・事前登録フォーム

<https://forms.office.com/r/YEein1M0gv>



(ご提供している情報(一部))

- ・物流効率化法、貨物自動車運送事業法改正の状況
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算について(国交省公表資料より抜粋してご説明)
 - ・トラック運送事業における価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

中国運輸局トラックGメン活動ご報告

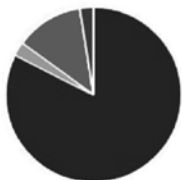
中国運輸局独自の取組みである「パトロール」と「オンライン説明会」の2つの活動を効果的に行い、発・着荷主に対しトラックドライバーの労働環境改善と、そのための適正な運賃の収受の必要性を訴えています。

パトロール先拠点数約 **780** か所 (R5.8.22~R6.3.28の実績)



オンライン説明会視聴者数累計 約 **1,060** 人 (第9回(R6.4.26)まで)

第6回(R6.3.19開催) 説明会アンケート結果より(参加人数112名、回答数25(22.3%))



- 役に立つと思う
- 役に立つと思えない
- よくわからない
- その他

(参加者コメント(一部))

トラック事業者

・荷主へ運賃交渉する上で違う角度でのアピールも考えられるようになった。

発・着荷主事業者

・物流事業の原価管理に本格的に取り組む必要性を感じた。

いつも荷待ちをさせられる
こんな作業までさせられている。
運賃交渉に応じない。
などの荷主等の通報は目安箱まで。



中国運輸局HP

トラック目安箱

荷主先等での困りごと
コチラにお寄せください

専用バナー(イメージ)



協会だより

第120回省エネ運転講習会ご案内

エコドライブは、燃料消費の節減による経済メリットに加え、排ガスの抑制、事故防止などの効果が期待されるので、運送会社にとって重要な取り組みです。

この度、いすゞ自動車中国四国株式会社のご協力をいただき、実地走行等を取り入れた省エネ運転講習会を下記のとおり開催することといたしました。

参加を希望される方は、点線部より下の講習会参加申込書に記入して、FAX等により岡山支部にお申し込み下さい。20名になり次第締め切りとさせていただきます。なお、受付時に免許証の確認を行いますのでご持参いただくとともに、必ず昼食をご持参してください。

記

1. 開催日 令和6年6月8日(土)
2. 開催場所 岡山県トラック協会 自動車運転練習場
(岡山市東区中尾355-1)
3. 申込先 岡山県トラック協会 岡山支部
TEL 086-234-3211/FAX 086-234-5600
4. スケジュール

時間	講習内容
8:30	受付開始
9:00	開講挨拶・実施要領説明
9:10	通常走行
11:30	省エネ講座(座学)
12:00	省エネ運転
14:20	講評
14:50	修了証交付・閉講

.....
年 月 日

省エネ運転講習会 参加申込書

(一社)岡山県トラック協会 岡山支部 宛

(必ずご記入下さい) 会社名
住所
電話番号
F A X
担当者名

参加者名(フリガナ)	免許資格区分
()	小型
()	小型



Gマーク認定事業所に対する「中国運輸局・岡山運輸支局 安全性優良事業所表彰」申請について

Gマーク認定事業所に対するインセンティブの一つとして、平成26年度に表彰制度（中国運輸局表彰、岡山運輸支局表彰）が創設されました。

本年度、表彰対象となるGマーク認定事業所に対する「中国運輸局・岡山運輸支局表彰」の申請を下記のとおり受け付けますので、表彰を希望する事業所におかれましては受付期間内に申請くださいますようお願いいたします。

記

1. 受付期間

- ①中国運輸局表彰 令和6年6月1日(土)～6月21日(金)
- ②岡山運輸支局表彰 令和6年7月1日(月)～8月16日(金)

2. 提出先 (一社)岡山県トラック協会 担当：榎本・田中

岡山市北区青江1-22-33

TEL：086-234-8211

3. 表彰日

- ①中国運輸局表彰 令和6年9月下旬
- ②岡山運輸支局表彰 令和6年11月上旬

4. 表彰基準

別紙（安全性優良事業所表彰規程（概要抜粋））参照

5. 申請様式・提出部数

- ①申請様式 岡山県トラック協会ウェブサイトに掲載
トップページ → 「行政からのお知らせ」 → 「2024/5/15 令和6年度安全性優良事業所表彰(中国運輸局・岡山運輸支局)」
- ②提出部数 4部（正本1部、副本3部）作成し、3部（正本1部、副本2部）提出してください。
副本3部のうち1部は事業所の控えとして保管しておいてください。



協会だより

別紙

安全性優良事業所表彰規程（概要抜粋）

岡山運輸支局表彰		中国運輸局表彰
1. Gマークを連続して <u>10年以上</u> 取得していること	→	1. Gマークを連続して <u>10年以上</u> 取得していること 直近の認定での「総合評価点数が90点以上」又は「安全性に対する取組の積極性の評価が15点以上」であること
2. 表彰日の直前3年間について、岡山運輸支局管内で、第一当事者又は第一当事者と推定される重大事故を惹起していないこと (岡山県内の他の事業所を含む)	→	2. 表彰日の直前3年間について、中国運輸局管内で、第一当事者又は第一当事者と推定される重大事故を惹起していないこと (中国運輸局管内の他の事業所を含む)
3. 表彰日の直前1年間について、岡山運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと (岡山県内の他の事業所を含む)	→	3. 表彰日の直前1年間について、中国運輸局管内で、監査に基づく行政処分を受けていないこと (中国運輸局管内の他の事業所を含む)
4. 運転者教育が定期的実施されていること ・交通事故防止会議 ・安全衛生委員会 (交通事故防止の内容が含まれているものに限る) ・グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ・交通事故防止に関する品質管理活動 ・小グループ安全活動 ・交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など	→	4. 左記運転者教育が年間計画表やカリキュラムを作成し2ヶ月に1回程度実施していると同時に、会社独自の取組として、ISO(9000もしくは39000シリーズ)運輸安全マネジメントの安全管理規程等による運転者教育を実施することにより、国の基準以上の運転者教育が実施されている事業所であること
5. デジタル式運行記録計又はドラレコが装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること (配置車両の90%以上に装着)	→	5. デジタル式運行記録計又はドラレコが装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等に反映させていること (配置車両の全車両に装着)
6. Gマーク認定を受けたことにより荷主からの評価若しくは安定的な経営を確立した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること	→	6. Gマーク認定を受けたことにより輸送の安全確保について荷主から表彰・感謝状を受けたことがある若しくは安定的な財務基盤の確保が図られた事業所であること又はGマーク事業の活動を通じて交通事故の防止に努めている若しくはGマーク事業に係る活動を積極的に行っている事業所であり、結果、行政、外部機関、全ト協若しくは県ト協から、輸送の安全に関する表彰を受けている事業所であること
	→	7. 岡山運輸支局長表彰を受けていること

協会だより



協会だより

一般社団法人 岡山県トラック協会 青年協議会

会員募集中!



協会だより

協議会の趣旨と目的

運送業界の次代を担う若手経営者や後継者が、研修会や交流会、社会貢献活動等を通じて相互の研鑽と業界の発展を図ることを目的としています。

また、青年協議会の活動を通じて、多くの仲間とともに、時には同じ立場の者同士、悩みや問題を共有し、時には競争して、新たな時代に対応できる経済人になれたら良いと考えています。

会員資格

岡ト協会員で50歳以下の経営者、後継者及び管理者
会費 24,000円/年

活動内容

- ・国道清掃、チャリティーゴルフコンペなどの社会貢献活動
- ・「トラックの日」のイベントに携わるなど、業界の広報活動
- ・各種研修会の開催
- ・他団体、他県を含めた会員相互の交流
- ・交通安全教室の開催

…等

入会等のお問い合わせ

一般社団法人 岡山県トラック協会
青年協議会 事務局
田邊・清原

TEL 086-234-8211 <http://www.okayama-ta.or.jp/young.html>





協会だより

トラック協会 会員事業者各位

無料採用ホームページ制作のご案内

インターネット上の求人情報は、多くの求職者が応募をする際の参考としています。このため、各事業者が採用ページを作成し、求職者の目に触れるようにすることが、人材採用のために重要となっています。

- 全日本トラック協会と都道府県トラック協会は、株式会社リクルートと協働で、
- (1) まだ自社採用ページを持たない事業者向けに「Airワーク 採用管理」を用いた採用ページの作成支援（WEBセミナーによる案内）
 - (2) 各会員事業者の採用ページへのリンクを掲載した「求人情報サイト」の構築を実施しています。人材採用対策としてぜひご活用ください。

求人情報サイト全体イメージ

この度、都道府県ト協にて、会員事業者さまの求人情報を取りまとめたサイトを開設することとなりました。近年の求職者は、応募前に企業採用HPを見る傾向があります。自社採用HPをお持ちでない会員事業者様はこの機会に無料で開設いただけます。

国交省
トラガールサイト
ブランディングサイト

リンク

全ト協

リンク

都道府県ト協

リンク

会員事業者
採用ホームページ

無料で開設!

本事業のポイント

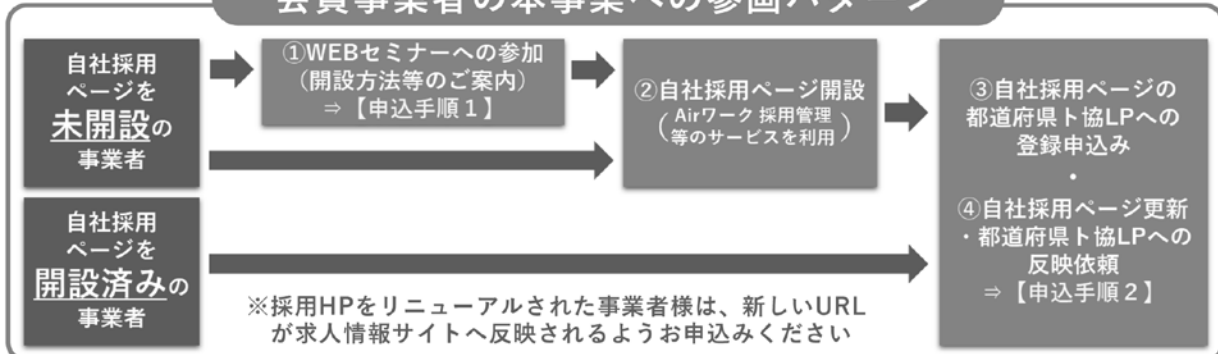
- 無料で採用HPを開設可能!
- WEBセミナーで開設支援!
- ランニングコスト一切なし!
- 求人はindeedにも自動掲載!

求人検索エンジン
indeed

求人情報は自動転載

※求人掲載はIndeedの利用規約・掲載基準に準じるため、掲載されない場合もございます。

会員事業者の本事業への参画パターン





協会だより

申込手順1：リクルート実施「WEBセミナー」への参加

これから自社採用ページを作成する会員事業者様は、株式会社リクルートが主催する「WEBセミナー」にご参加いただき、採用ページの開設方法や求人情報の記載方法等について案内を受けることができます。

参加をご希望される場合は、以下URLから開催予定をご覧いただき、お申し込みを行ってください（開催エリア外の事業者も参加可能です）。

▼WEBセミナー開催予定一覧

https://jta.or.jp/ippan/saiyou_seminar.html

申込手順2：自社採用ページの都道府県ト協LPへの登録

都道府県ト協LP（会員事業者の採用ページへのリンクページ）に、採用ページを掲載することを希望する会員事業者様は、以下URLからフォームにアクセスし、フォームからお申し込みいただくか、以下の各欄に必要事項をご記入の上、都道府県ト協担当者宛にメールまたはFAXにて提出しお申し込みを行ってください。

▼メール・FAXでのお申込みの場合（宛先：tanabe@okayama-ta.jp / FAX086-234-5600）

企業名・支社名（または部署名）	担当者名
電話番号	メールアドレス
採用HPのURL ※貴社採用サイトのTOPページのURLを記載ください（記載例） https://truckbrecruit.jp/pt.jp/	
http	
勤務地1 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地1） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	
勤務地2 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地2） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	
勤務地3 市・区・町・村までの記載をお願いします。	
募集車種・職種（勤務地3） ※チェックに応じて、県ト協の求人一覧ページに掲載されます <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> トレーラー <input type="checkbox"/> 事務・その他	

▼フォームによるお申込みの場合



左記QRコードにスマホのカメラをかざしていただくか、下記URLにアクセスいただくと、フォームからお申込が可能です。

<https://forms.gle/aEBLrdymAt41eZsR7>



協会だより

人事異動（お知らせ）

発令事項	氏名	現職
(4月1日付) 経理課長（昇任）	赤澤 美恵	指導課長補佐 指導員
総務課 課長補佐（昇任）	田邊 章倫	経理課 第一経理係長
指導課 係長	楨本 珠美	経理課 第二経理係長
経理課 経理係長	清原 雅人	総務課 総務係長
総務課 係員 兼 岡山支部	井手口智行	業務課 係員 兼 陸災防岡山県支部
業務課 係員 兼 陸災防岡山県支部	永井 侑希	指導課 係員
指導課 係員	高橋 健吾	総務課 係員 兼 岡山支部
		(以上)



自動車事故対策機構岡山支所だより

NASVA岡山支所開業日カレンダー

適性診断開業日
 休業日
 被害者支援促進日（適性診断は休業ですが、その他の業務は通常通り行います）

2024年5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2024年6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2024年7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2024年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2024年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2024年10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

適性診断料金（会員様のお支払額）について

- ◆ 一般診断…負担なし（定額 2,400円すべて 岡山県トラック協会が助成）
- ◆ 初任診断…2,000円（定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会が 2,800円助成）
- ◆ 適齢診断…2,000円（定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会が 2,800円助成）
- ◆ カウンセリング付一般診断…カウンセリング料 2,400円のみお支払い願います。

※予算・決算の都合上、岡山県トラック協会の助成期間は
例年4月1日～翌3月10日までとなっています。
※予算の状況によっては、助成期間が短縮されることもあります。

会員の皆様におかれましては、計画的な受診をお願いいたします。

■適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。
電話 086-232-7053
会場 岡山県トラック総合研修会館3階
住所 岡山市北区青江1丁目2-33

時間帯（20分前にお越しください）

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 9:00の部 | 一般・初任・適齢 |
| ② 10:30の部 | 一般・カウンセリング付一般・特定 |
| ③ 13:30の部 | 一般・初任・適齢 |
| ④ 15:00の部 | 一般 |

※職員勤務状況により
若干異なる場合があります

適性診断機器のレンタルについて(有料)

『短期集中で、まとめて適性診断を受診したい！』事業者様はご検討ください。

【機器レンタル料：1,100円(税込)/日】 ※協会支部から借りると無料

★ レンタル期間中はいつでも適性診断を受診できます。

【注】ただし、初任診断・適齢診断を受診の場合は、
後日、ナスバ支所等にてカウンセリングが必要です。

★ Wi-Fi付属なので、御社のネット回線は使いません！

★ 診断結果票は機器返却時にまとめてお渡しますので、印刷無用！

★ レンタル料・受診手数料は、月締めで後日、銀行振込！



診断機器(イメージ)



ナスバは安全・安心のパートナー
～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人
自動車事故対策機構



自動車事故対策機構岡山支所だより

各支部（輸送サービスセンター）での適性診断について

岡山県トラック協会
自動車事故対策機構

トラック協会各支部で適性診断を受診できます。

- 運用日
月曜日・水曜日・金曜日（他の曜日は各支部にご相談ください）
※土日祝日、12/29～1/3 の他、協会行事等の休業日がございます。
- 申し込み方法
受診希望日の前日までに、各支部にお電話で予約をしてください。

倉敷支部（086-425-0108）	備中支部（0866-83-1365）
美作支部（0868-26-4436）	備前支部（0869-67-2882）

※初任・適齢診断は診断を受診後にカウンセリングを受けなければなりません。

トラック協会支部（備中支部、美作支部）にて初任・適齢診断の出前カウンセリングを行っています。

- 申し込み方法
下記の実施予定日の前日までに、NASVA岡山支所にお電話で予約をしてください。
※予約者がいない場合には中止となりますので、前日までに必ず予約をしてください。

予約先	NASVA岡山支所（Tel：086-232-7053）		
開始時刻	備中支部	10：30～	（30分～1時間程度）
	美作支部	11：00～	（30分～1時間程度）
	出前カウンセリング実施予定日		

備中支部（矢掛輸送サービスセンター）

5月31日（金）、6月：なし、7月31日（水）
※8月以降の日程は後日公表いたします。

美作支部（津山輸送サービスセンター）

5月27日（月）、6月24日（月）
※トラック協会美作支部工事予定のため7月以降の予定は後日掲載いたします。

※令和3年度より備前支部、令和5年度より倉敷支部の出前カウンセリングを当面休止しております。

- 出前カウンセリングまでの流れ
 - ① トラック協会各支部、貸出機器、自社の所有機器で診断を受診
（出前カウンセリングの前々日までに必ず所定の診断を終了しておいてください）
 - ② NASVA岡山支所に出前カウンセリングの予約
 - ③ 出前カウンセリングに参加
※初任診断、適齢診断の診断票については、出前カウンセリングの際にお渡ししますので、診断終了時には印刷されません。

適性診断機器の貸出について

トラック協会各支部では、適性診断機器の貸出（無料）を行っています。
ご希望の際は、トラック協会各支部までお問い合わせください。



自動車事故対策機構岡山支所だより

令和6年度 運行管理者等指導講習のご案内について

(対面方式のご案内) 自動車事故対策機構 岡山支所

基礎講習（貨物関係）の開催日程について ※前期日程	
令和6年6月12日(水)～14日(金)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和6年7月3日(水)～5日(金)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和6年7月10日(水)～12日(金)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
受付 8:40～9:30 講習時間 1日目 9:30～16:50 2日目 9:30～16:30 3日目 9:30～16:00 (昼休み12:00～13:00) ※1日目のみ上記時間に受付を行います。	

一般講習（貨物関係）の開催日程について	
令和 6年 5月14日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和 6年 5月17日(金)	水島愛あいサロン
令和 6年 5月21日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和 6年 5月23日(木)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和 6年 5月28日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和 6年 8月 8日(木)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和 6年 8月 9日(金)	岡山県トラック総合研修会館 2階会議室
令和 6年 8月22日(木)	水島愛あいサロン
令和 6年 8月23日(金)	水島愛あいサロン
令和 6年 8月29日(木)	岡山県トラック総合研修会館 4階大会議室
令和 6年 9月13日(金)	リージョンセンター津山
令和 6年 9月17日(火)	岡山県トラック総合研修会館 3階 NASVA 事務所
令和 6年10月10日(木)	リージョンセンター津山
岡山会場 受付: 8:40～9:30 講習時間: 9:30～16:00 (昼休み11:50～12:50) 倉敷・津山会場 受付: 9:10～10:00 講習時間: 10:00～16:30 (昼休み12:20～13:20) ※上記日程は対面方式の講習です。 動画視聴方式の講習日程については次ページの講習案内をご覧ください。	



自動車事故対策機構岡山支所だより

●お申し込みについて

- ・インターネットから予約お申し込みができます。
「自動車事故対策機構（NASVA）」のホームページにアクセスして予約お申し込み願います。（<https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user>）
- ・インターネットからの予約ができない場合には、当機構支所まで直接お電話にてお問い合わせください。（TEL:086-232-7053）
- ・予約は定員に達し次第締め切りとさせていただきます。キャンセルが出た場合には、随時インターネット予約が可能になります。



令和6年度 運行管理者等指導講習のご案内について (動画視聴方式のご案内)

自動車事故対策機構 岡山支所

平素より当機構の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当機構では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各講習会場の参加人数を制限して講習を開催しております。このような中、少しでも受講機会を増やす取り組みとして、この度、パソコン等を使用した動画視聴方式による一般講習を実施することとしました。下記の内容で開催いたしますので、ご案内申し上げます。

【一般講習開催日程】

6月 1日(土)、6月 6日(木)、6月 13日(木)、6月 20日(木)、
6月 25日(火)、6月 27日(木)、7月 4日(木)、7月 6日(土)、
7月 11日(木)、7月 18日(木)、7月 20日(土)、7月 23日(火)、
7月 25日(木)、7月 30日(火)、8月 1日(木)、8月 3日(土)、
8月 15日(木)、8月 17日(土)、8月 20日(火)、9月 3日(火)、
9月 5日(木)、9月 7日(土)、9月 19日(木)、9月 21日(土)、
10月 3日(木)、10月 5日(土)、10月 24日(木)、10月 29日(火)、
10月 31日(木)

※配信環境等の関係で、予告なく対面方式の講習に変更する場合がございます。

【講習会場】

自動車事故対策機構岡山支所 適性診断室・会議室

〒700-0941 岡山県岡山市北区青江 1-22-33 トラック総合研修会館 3階

※適性診断室・会議室のどちらで受講することになるかは選択できません。

●講習時間

受付 : 9:00～ 9:30

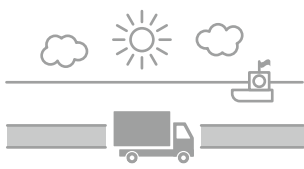
講習時間 : 9:30～16:00

昼休み : 12:00～13:00

※動画の再生状況により、開始・終了時刻は多少前後することがございます。

●講習の対象者

- ①前年度の一般講習を受講されていない運行管理者の方
- ②今年度、初めて選任の届出を出された運行管理者の方
※ただし、基礎講習を過去に受講していない方は基礎講習を受講してください
- ③補助者又はそれ以外で受講を希望される方
※補助者の方には、講習を定期的に受講する義務はありません。



自動車事故対策機構岡山支所だより

●持参物

- ①受講料 3, 200円
※岡山県トラック協会の会員事業者様は助成があります。(受講時 1, 000円支払)
- ②予約確認書
- ③運行管理者指導講習手帳
- ④運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類(上記の指導講習手帳をお持ちでない方)
- ⑤写真(縦 3.0cm×横 2.4cm)
※手帳をお持ちでない方、手帳に写真がない方、手帳の証明欄が満欄の方のみ
- ⑥筆記用具
- ⑦昼食 ※現在お弁当の販売はございません。

●お願い

- マスク着用は、個人の判断に委ねていますが、咳、くしゃみが出る場合には、マスクを着用いただく等、周りの方へのご配慮をお願いします。
- 体調不良等の自覚症状が見られる場合や発熱や風邪の症状が見られる場合には、受講のとりやめを要請することがあります。
※その際、受講料の返金はございませんのであらかじめご了承ください。
- 当日は換気を行います。体温調節のできる服装でお越しください。

●申し込み方法

- ・インターネットから予約お申し込みができます。
「自動車事故対策機構(NASVA)」のホームページにアクセスして予約お申し込み願います。(https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user)
- ・インターネットからの予約ができない場合には、当機構支所まで直接お電話にてお問い合わせ下さい。(TEL: 086-232-7053)
- ・定員に達し次第締め切りとさせていただきますが、キャンセルが出た場合には、随時インターネット予約が可能になります。

【一般講習申し込みに関する
お問い合わせ先】

自動車事故対策機構 岡山支所

TEL (086) 232-7053
FAX (086) 231-6742



自動車事故対策機構岡山支所だより

NASVA 安全マネジメントセミナーの開催について

標記について、下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

ガイドラインセミナー (中小規模事業者向け)	5月30日(木) 午前	運輸安全マネジメントのガイドライン全 14 項目について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組みのねらいや取組み方法を項目毎に解説する。
リスク管理(基礎) セミナー	5月30日(木) 午後	「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について解説及びケーススタディを行う。
内部監査(基礎) セミナー	9月26日(木)	「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった内部監査を実施するために必要となる知識について解説及びケーススタディを行う。
セミナー時間	ガイドラインセミナー 9:00~12:00 受付 8:30~ リスク管理・内部監査セミナー 13:30~17:00 受付 13:00~	
セミナー会場	岡山県トラック総合研修会館 4 階 (岡山市北区青江 1-22-33)	
受講手数料	5,200円 (岡山県バス協会会員事業者でバス業態での受講は全額協会負担)	

●本セミナーはインターネットまたは FAX でお申し込みできます。

インターネット予約の場合は、『NASVA 認定セミナー予約システム』で検索

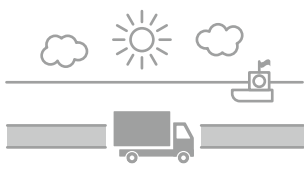
【 受 講 申 込 書 】

受講希望セミナー名 ・ガイドライン ・リスク管理 ・内部監査

※受講を希望されるセミナー名に「○」印を付けてください。

受講者情報	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日	昭和	平成	年	月 日
	役 職	役員・管理者等・その他 ※「○」印を付けてください。	経営管理部門要員	はい・いいえ	
事業者情報	会社名				
	営業所名				
	所在地	〒 (-)			
	連絡先	Tel		fax	
	業 態	バス	ハイタク	トラック	その他
	保有車両数	~49両	50~99両	100~199両	200~299両 300両以上
	役職	※受講証に複数社の記載を希望する <input type="checkbox"/>			
※経営管理部門要員の方で、インセンティブ適用時に必要となる受講者情報の国土交通省への通知を希望しない場合のみチェック				希望しない <input type="checkbox"/>	
申込先 FAX (086-231-6742)					

※リスク感受性向上セミナー及び運輸防災マネジメントセミナーについては年度後半に開催を予定しております。



福山で適性診断が受けられます！

2024年度 福山サテライト開業日カレンダー

5月							6月							7月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			福山		憲法	みどり							1				福山				
			1	2	3	4				福山					1	2	3	4	5	6	
こども	振休			福山			2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	福山	10	11	12	13
5	6	7	8	9	10	11	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
12	13	14	15	16	17	18	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	福山	26	27	
19	20	21	22	福山	24	25	23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				
26	27	28	29	福山	31		30														

…休業日
 …初任診断・適齢診断・カウンセリング付一般診断実施日
 (一般診断は受診できません)

1. 受診日および受診時間

一般診断	受診時間	9:00 (土曜日のみ)	10:30 (土曜日のみ)	13:30	15:00
初任・適齢 診断	受診時間	9:00	10:30	13:30	15:00
カウンセリング 付 一般診断	受診時間	12:00			

※ 契約事業者において、自社機器にて初任・適齢を受診していただいた場合は
 カウンセリングのみで来所することもできます。

2. 福山サテライト会場

〒720-0067 福山市西町1丁目13-18 広島県トラック協会東部研修センター3階



受診料、協会様助成金につきましては、岡山県内で受診いただく場合と同様の料金となっております。

- ◆ 岡山県トラック協会員様の場合
- ◆ 一般診断・・・負担なし (定額 2,400円すべて 岡山県トラック協会様が助成)
- ◆ 初任診断・・・2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会様が 2,800円助成)
- ◆ 適齢診断・・・2,000円 (定額 4,800円のうち 岡山県トラック協会様が 2,800円助成)

予約受付は福山サテライトへ ☎084-982-7615



自動車事故対策機構岡山支所だより



管理者の皆様へ

適性診断結果をもっと有効に活用しましょう！



適性診断活用講座のご案内



心理的面から運転手をサポートする
カウンセリング的助言指導方法(話し方、
接し方)と一緒に学んでみませんか？

- (1) 講座内容
 - ① 適性診断票（結果）の見方について・・・ 30分
 - ② 適性診断票（結果）の具体的な活用の仕方について・・・ 30分
 - ③ ロールプレイング・・・ 2時間30分（①②③合計3時間30分）
ドライバーに対する「助言・指導」の実際を体験していただきます。
- (2) 手数料 2,700円（テキスト代、消費税込み）
- (3) その他 ご不明な点については、NASVAへお問い合わせください。
- (4) 日程 実施時間 13:30～17:00まで（受付13:00～）

岡山:令和6年11月14日(木) 岡山県トラック総合研修会館2階

※こちらの申込書に必要事項を記入の上FAXしてください。

受講申込書			
フリガナ			
受講者氏名			
生年月日	昭和 平成	年	月 日 (歳)
会社名		営業所	
連絡先	電話:	FAX:	

申込FAX番号: 086-231-6742

詳細を知りたい方はナスバのHPへ

NASVA 活用講座

独立行政法人自動車事故対策機構
岡山支所
TEL086-232-7053



自動車事故対策機構岡山支所だより

ドライブレコーダー映像を用いた臨場感のある危険予知トレーニング教材

“ドライブレコーダーKYT”

DVD・CD・解説テキストで効果的に学習!!

私どもNASVAでは、ドライブレコーダーに記録された実際の事故やヒヤリハットの映像を見ながら、その場面に「どのような危険が潜んでいるか」、「その危険を回避するためにはどのような運転をすればよいか」を考える危険予知トレーニング教材(DVD・CD・解説テキスト)を作成いたしました。

NASVA安全マネジメント支援ツール講習等で使用する本教材を、自動車運送事業者の皆様様の営業所等においても事故防止の教材として、是非、ご活用いただけることを願っております。

ドライブレコーダー映像を用いた 危険予知トレーニング



DVD



解説テキスト



KYT-III

頒布価格

2,100円

(消費税込み)

発行：平成25年4月30日



KYT-IV

頒布価格

3,100円

(消費税込み)

発行：平成28年7月1日



KYT-V

頒布価格

4,100円

(消費税込み)

発行：令和元年11月1日

- DVD+トレーニングシートCD+解説テキストがセット
- 「バス編」「タクシー編」「トラック編」各10事例、合計30事例を収録!

- 事故・ヒヤリハットの内容別でも収録、見たい事例の選択が簡単に可能!

※「KYT-III」については、在庫がなくなり次第販売を終了いたします。

本教材は、営利目的での使用はご遠慮ください。無断転載を禁止します。

ドライブレコーダーKYTを購入したものの
どうしたら上手く指導できるんだろうか?



ナスバにお任せください!
講師を派遣いたします。

詳しくはお近くのナスバまでご相談下さい。

ナスバ



検索

<http://www.nasva.go.jp>

教材のお問合せ・ご購入の窓口は、NASVA 岡山支所 (086-232-7053) まで



お知らせ

運転適性診断 一般・初任・適齢

★岡山駅、徒歩6分の場所で
適性診断が受信できます。



ヤマト・スタッフ・サプライ

民間で初めて
国土交通省の
認定を取得

トラック協会
会員様は
助成対象と
なります。

最短40分で
診断完了！

全ての検査が
1つの診断機
で完了！



●リニューアルした機械診断



●1台のPCで診断が完了！
※夜間視力は別途測定



●カウンセリング
(初任診断、適齢診断)

診断の種類	料金(税込)	助成金適用後
一般診断	2,400円	0円
初任診断	4,800円	2,000円
適齢診断		

<基本開催日時>

初任・一般・適齢診断

(毎週) 月・火・水・木・金

①9:00～ ②10:30～ ③13:00～ ④14:30～

土/日/祝もご要望に合わせて開催致します。
当日受講のご予約も、お電話にてお承ります。



アクセス

JR岡山駅東口より徒歩6分
※お車で越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

▼ご予約・お問い合わせはこちらまで▼

ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 岡山支店

☎086-238-4753 ☎086-238-4763

〒700-0023 岡山市北区駅前町2-5-24 JR岡山駅第2NKビル 2F

お申込みはホームページからご検索下さい！

※国自総第387号(旅客)

※国自総第419号(貨物)

こちらからも
お申込み
可能です！





お知らせ

運行管理者等指導講習 一般講習

- ☑ **DVD上映による講習です。**
- ☑ **出張講習（ご希望の日時、場所）も可能です。**
- ☑ **2年度に1度の受講義務を満たすことができます。**



ヤマト・スタッフ・サプライ



ご利用料金

受講料（1名あたり）
3,200円 → 岡山トラック協会員様
 ★講習は**5時間**です。 **1,000円**（税込）

<基本開催日程>

※下記日程は当事業所での開催日程です。ご来店いただければ
 下記日程以外でも対応可能ですのでご相談ください。

一般・基礎講習とも
 出張の場合は別途
 交通費が必要です。

●時間10:00～16:00
 （休憩含む）

4月	1日(月)	5日(金)	8日(月)	12日(金)	15日(月)	19日(金)	22日(月)	26日(金)
5月	10日(金)	13日(月)	17日(金)	20日(月)	24日(金)	27日(月)	31日(金)	
6月	3日(月)	7日(金)	10日(月)	14日(金)	17日(月)	21日(金)	24日(月)	28日(金)

運行管理者等指導講習 基礎講習

- ☑ **DVD上映による講習です。**
- ☑ **出張講習（ご希望の日時、場所）も可能です。**
- ☑ **運行管理者試験の受験要件を満たすことができます。**

テールゲートリフターの特別教育
 2024年2月1日より義務化
 Zoom（リモート）にて毎月20回ほど開催
 お気軽にお問い合わせください。



ご利用料金

受講料（1名あたり） 岡山トラック協会員様
8,900円 → **4,000円**（税込）
 ★講習は**3日間で計16時間**です。

明日からの業務に
 役立つ！
 YSSオリジナルの
 テキスト付き！

●時間10:00～
 16:30
 （休憩含む）

<基本開催日程> ※下記日程は当事業所での開催日程です。ご来店いただければ下記日程以外でも対応可能ですのでご相談ください。

1月	9日～11日	19日～21日	23日～25日	29日～31日	4月	2日～4日	9日～11日	16日～18日	23日～25日	30日～2日
2月	3日～5日	12日～14日	20日～22日	27日～29日	5月	7日～9日	14日～16日	21日～23日	28日～30日	
3月	5日～7日	15日～17日	25日～27日		6月	4日～6日	11日～13日	18日～20日	25日～27日	

ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 岡山支店
 ☎086-238-4753 📠086-238-4763
 〒700-0023 岡山市北区駅前町2-5-24 JR岡山駅第2NKビル 2F
 お申込みはホームページからご検索下さい！

こちらからもお申込み
 可能です！



※国自安第150号（貨物）



お知らせ

会員名簿（令和5年度）変更のお知らせ

※変更箇所のみ記載

（令和6年5月）

NO.	事業者名	変更内容	変更後
53	アリアンサ(株)	退 会	
215	岡山県貨物運送(株) 玉野営業所	代表者名	白綾 優作
235	岡山通運(株) 水島営業所	代表者名	三宅 啓介
282	化学運輸(株)	社 名	MGCトランスポート(株)
362	共進運輸倉庫(株)	社 名	共進ソリューションズ(株)
372	(株)旭東道路	退 会	
393	クリナップロジスティクス(株) 津山支店	代表者名	佐藤 涼介
479	阪本運送(有)	退 会	
481	佐川急便(株) 岡山営業所	代表者名	中川 誠
512	(株)サンキュウ・トランスポート・中国 岡山営業所	代表者名	津嘉 和文
513	(株)サンキュウ・トランスポート・中国 水島営業所	代表者名	水畑 敦巳
601	(有)仲光運輸	代表者名	福武 宏之
841	(株)ティーラック	代表者名	入澤 安澄
856	東部興産(有)	代表者名	山本 新吾
946	(株)西日本トランスポート 岡山営業所	代表者名	谷口 義一
967	日東物流(株) 水島事業部	代表者名	赤澤 学
1107	(有)ファースト・ロジ	退 会	
1118	福山通運(株) 岡山東支店	代表者名	片山 範明
1119	福山通運(株) 倉敷支店	代表者名	藤田 典義
1275	(有)みなみ	代表者名	河中 悦子
1319	(有)森クレーン	代表者名	森 佑樹
1352	(株)ヤマスイ物流	代表者名	山本 貢一
1382	(株)ユニバース	F A X	0865-75-0877
1471	(株)ロジテム 里庄営業所	退 会	
壺板38	三井造船生活協同組合	代表者名	岩松 安則

退会について

岡山県トラック協会から退会される場合の会費請求は、退会月分までとさせていただきます。日割り請求等ございませんので、予めご了承ください。

また、退会届に記入する退会予定日より後の日付で退会届が岡山県トラック協会（本部、又は支部）に到着いたしますと到着日が退会日となりますのでご注意ください。

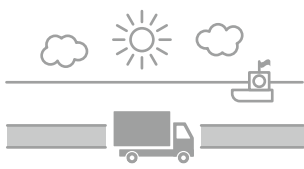
(例)	退会予定日	退会届の到着日	退会日	請求する月
	令和6年5月1日	令和6年5月1日	令和6年5月1日	令和6年5月分まで
	令和6年5月31日	令和6年5月20日	令和6年5月31日	令和6年5月分まで
	令和6年5月31日	令和6年5月31日	令和6年5月31日	令和6年5月分まで
	令和6年5月31日	令和6年6月1日	令和6年6月1日	令和6年6月分まで

退会届の到着が遅れたり、翌月になりそうな場合はお手数ですが、岡山県トラック協会本部（086-234-8211）までご連絡をお願いいたします。

お詫びと訂正

トラック輸送情報4月号に掲載いたしました全日本トラック協会長表彰受賞者決定について、藤森運輸(株)の営業所名に誤りがございましたので、ここに訂正し、お詫び申し上げます。

正：藤森運輸(株) 新見営業所 吉岡 正明 運転手

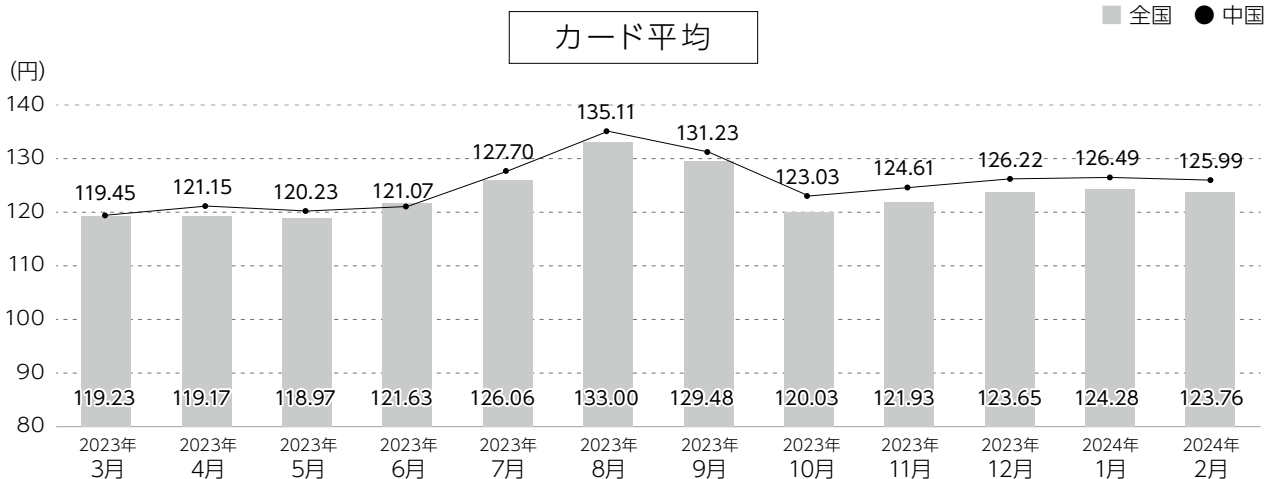
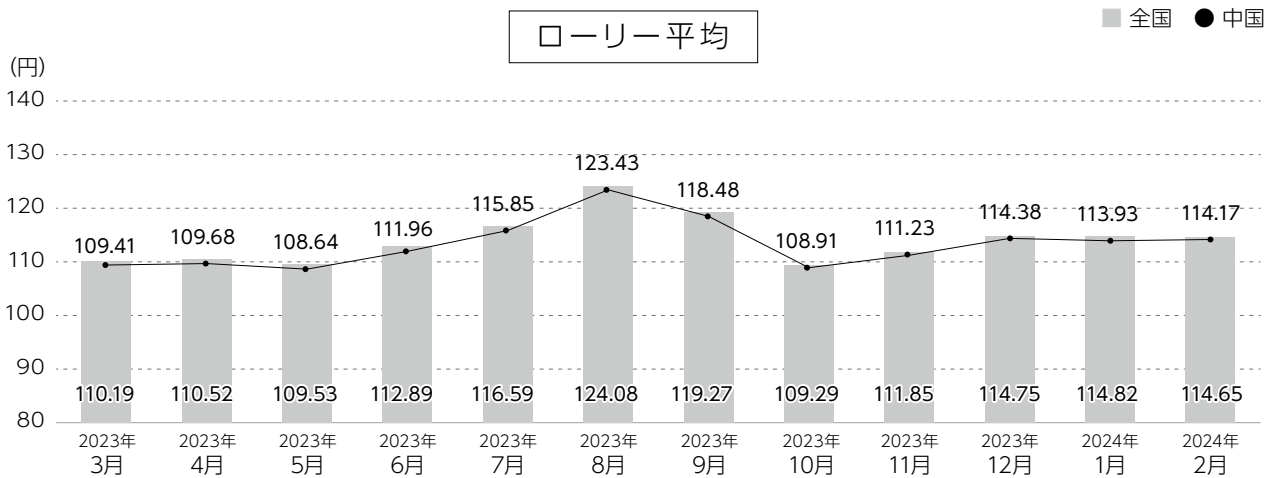
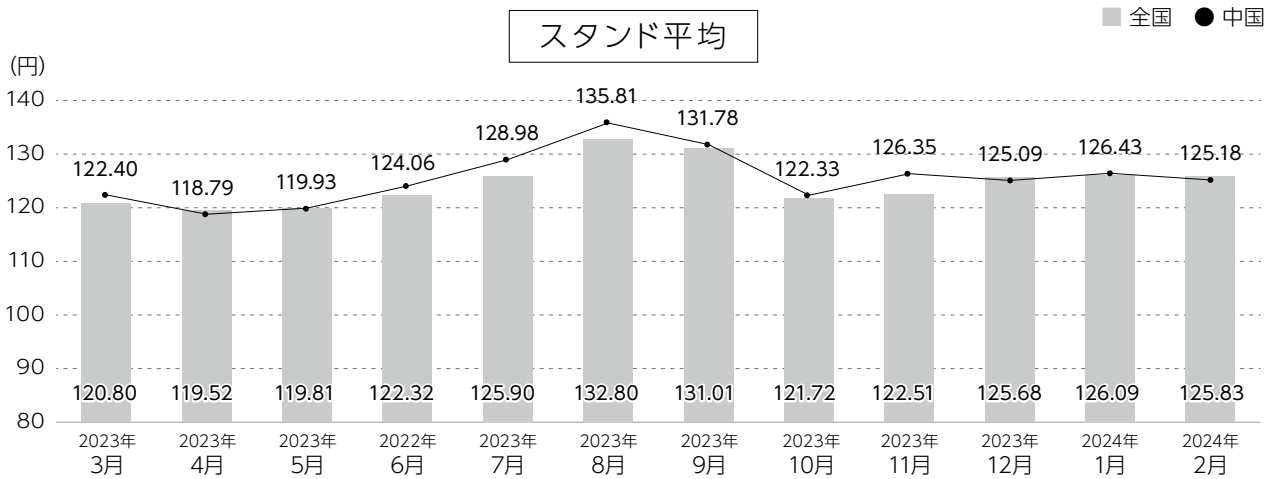


お知らせ

軽油価格動向推移表（全国平均・中国地区）

2024年3月25日 現在
（公社）全日本トラック協会

消費税抜きの価格となります



第44回 岡山県トラックドライバー・コンテスト出場選手参加申込書

大会会長 殿

標記のコンテストに出場選手として下記のとおり申込みいたします。

令和6年 月 日

事業者名: _____ 営業所名: _____

[担当者名: _____] [連絡先(携帯) _____]

部門別	ふりがな 選手名	-----	運転経歴	年
1 1 トン部門	生年月日・性別	昭和・平成	年 月 日 歳	男・女
4 トン部門	現住所			
女性部門	入社後の経歴			

部門別	ふりがな 選手名	-----	運転経歴	年
1 1 トン部門	生年月日・性別	昭和・平成	年 月 日 歳	男・女
4 トン部門	現住所			
女性部門	入社後の経歴			

※部門別欄に、希望する部門を○で囲んでください。

●送付先：(一社)岡山県トラック協会
メール：info@okayama-ta.or.jp FAX：086-234-5600

●締切日：令和6年5月31日(金)

一般社団法人 岡山県トラック協会及び支部 ご案内

本 会	〒700-8567	岡山市北区青江1-22-33 TEL 086-234-8211(代) FAX 086-234-5600
岡山支部	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 TEL 086-234-3211 FAX 086-234-5600
倉敷支部	〒710-0847	倉敷市東富井850-1 TEL 086-425-0108 FAX 086-425-0138
備中支部	〒714-1224	小田郡矢掛町本堀1296-1 TEL 0866-83-1365 FAX 0866-83-1366
美作支部	〒708-0842	津山市河辺722-5 TEL 0868-26-4436 FAX 0868-26-4450
備前支部	〒705-0023	備前市伊里中516-1 TEL 0869-67-2882 FAX 0869-67-2883
自動車運転練習場	〒709-0626	岡山市東区中尾355-1 TEL 086-279-8022 FAX 086-279-8022

岡山県トラック総合研修会館 入居団体 ご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岡山県支部	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 1階 TEL 086-234-1332 FAX 086-234-5600
岡山県運送事業協同組合連合会 岡山県高速運輸事業協同組合	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 2階 TEL 086-234-8100 FAX 086-234-8383
自動車事故対策機構 岡山支所 運行管理者各講習・適性診断等に関するお問い合わせは こちらへご連絡ください。	〒700-0941 岡山市北区青江1-22-33 3階 TEL 086-232-7053 FAX 086-231-6742

ホームページをご活用ください

<https://okayama-ta.or.jp>

岡山県トラック協会 検索

会員事業者に対して可能な限り早く、きめ細かい情報を伝えることを基本としてホームページでの情報提供をメインで行っております。また、詳細で情報量の多いものについても、国や関係団体等のサイトを活用しながら提供させていただきます。



定期的な閲覧と積極的なご活用をお願いいたします。



本誌の内容も閲覧できるようになりました。
「協会の取り組み」→「おかやまトラック輸送情報/今月の行事」からご覧ください。

最新のニュースはこちら



重要なお知らせはこちらに掲載

各種申請様式のダウンロード・セミナー等のお知らせはこちら



編集発行 令和6年5月1日

一般社団法人 岡山県トラック協会
〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33
TEL.086 (234) 8211 FAX.086 (234) 5600
URL: <https://okayama-ta.or.jp>

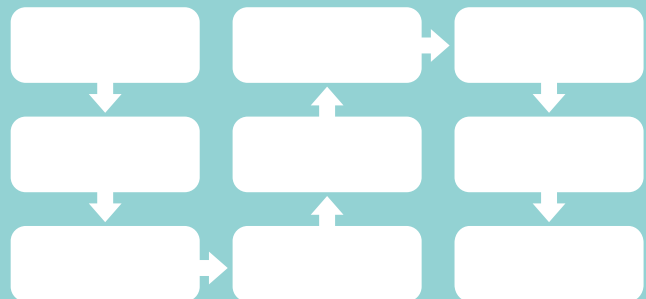
携帯電話からの接続には、所定の通信料がかかります。
また、QRコード®は読み取り条件などによって読み取れない場合があります。
※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



同封資料

- 米子自動車道 米子IC～蒜山IC(上下線)夜間通行止
- 瀬戸中央自動車道 坂出北IC～坂出IC 昼夜連続車線規制
- 中国自動車道神郷PA下り線昼間閉鎖

回 覧



本誌は、植物由来の油を原料にしたインキを使用し、環境にやさしい水なし方式で印刷されています。